

川崎市広報掲示板設置運営要綱

(目的及び設置)

第1条 本市における行政の実情の周知及び市民相互の理解と協力の促進を図ることを目的としたポスター等を掲示するため、川崎市広報掲示板（以下「掲示板」という。）を設置する。

(設置基準)

第2条 掲示板の設置は、市内官公署の前、その他の市民の見やすいところとし、その基準は地域の特殊性を考慮し、原則として次のとおりとする。

(ポスター等の掲示許可)

第3条 掲示板にポスター等を掲示しようとするときは、総務企画局長の許可を受けるものとし、掲示期間の後、速やかに撤去するものとする。

2 地域が限定されるものにあつては前項に「総務企画局長」とあるものを、当該区域を所管する「区長」とする。

3 掲出できるポスター等は、大きさをB3判の横仕様ものとし、原則として市が発行するもの又は市が後援、共催するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、次に掲げるポスター等については、掲示の許可をしないものとする。

- (1) 物品の販売、その他これに類する商業的なもの。
- (2) 営利を目的とするもの。
- (3) 政党、その他政治団体及び宗教団体等が発行するもの。
- (4) その他、掲示板の設置の目的に反するもの。

5 第3項の規定にかかわらず、緊急を要するやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(管理責任者)

第4条 掲示板の維持・管理は、各区役所、支所、出張所で行うものとし、管理者は次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 区役所にあつては、総務課長又は企画課長

(2) 支所にあつては、区民センター室長

(3) 出張所にあつては、出張所長

(維持管理)

第5条 管理責任者は、ポスター等の掲示等に留意し美観を損なわないよう努めなければならない。

(事務の取り扱い)

第6条 掲示板の設置並びに維持・管理に関する事務は、それぞれの掲示板を所管する区役所、支所、出張所と総務企画局シティプロモーション推進室で分担して取り扱うものとする。

第7条 この要綱の定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、総務企画局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成5年7月1日から施行する。

附 則

(関係要綱の廃止)

川崎市広報掲示板設置運営要綱（昭和52年10月15日改正及び昭和56年7月1日改正）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月6日から施行する。